

## 新設分割に係る事前備置書類

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に定める書類)

2023 年 2 月 9 日

ニッポン高度紙工業株式会社

2023年2月9日

## 新設分割株式会社の事前開示事項

高知県高知市春野町弘岡上 648 番地  
ニッポン高度紙工業株式会社  
代表取締役 近森 俊二

ニッポン高度紙工業株式会社（以下「当社」といいます。）は、2023年2月9日開催の取締役会において、同日付の新設分割計画書に基づき、2023年4月3日（以下「本効力発生日」といいます。）をもって、当社の南国工場で実施している当社のアルミ電解コンデンサ用セパレータ等の裁断加工・出荷業務等（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を、新設分割（以下「本会社分割」といいます。）により設立するNKKソリューションズ株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させることを決議いたしました。本会社分割に関する会社法第803条第1項および会社法施行規則第205条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

### 1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項）

別紙のとおりです。

### 2. 会社法第763条第1項第6号から第9号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

新設会社は、本会社分割に際して普通株式1,000株を発行し、本事業に関する権利義務に代わり、そのすべてを当社に割当交付します。

本会社分割は、当社が単独で行う会社分割であり、発行される新設会社の普通株式（以下「本株式」といいます。）のすべてを当社が取得することから、本株式の数は任意に定めることができると考えられるところ、新設会社の効率的な管理等を考慮し、当該株式数が相当であると判断しております。

また、新設会社の資本金及び準備金については、本会社分割により新設会社に承継される資産および負債の額、新設会社の財務基盤等を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第763条第1項第12号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（会社法施行規則第205条第2号）

(1) 会社法第763条第1項第12号イに掲げる行為をする場合において、会社法第171条第1項の決議が行われているときは、同項各号に掲げる事項（会社法施行規則第205条第2号イ）

該当事項はありません。

(2) 会社法第763条第1項第12号ロに掲げる行為をする場合において、会社法第454条第1項の決議が行われているときは、同項第1号及び第2号に掲げる事項（会社法施行規則第205条第2号ロ）

該当事項はありません。

4. 会社法第763条第1項第10号及び第11号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第3号）

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第205条第4号、第5号）

該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第205条第6号イ）

当社は、2022年6月22日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式の処分（以下「自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行なうことについて決議し、2022年7月21日に自己株式処分を行いました。

処分期日	2022年7月21日
処分する株式の種類及び数	当社普通株式 10,219株
処分価額	1株につき 1,938円
処分総額	19,804,422円
処分先及びその人数に並びに 処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く） 4名 10,219株

7. 本効力発生日以後における当社の債務及び当社が本会社分割により新設会社に承継させた新設会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第7号）

(1) 当社について

当社の2022年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は、本会社分割が効力を生じる日以降においても資産の額が負債の額を大幅に上回ることが見込まれます。また、本会社分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

さらに、本会社分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本会社分割後における当社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

(2) 新設会社について

本会社分割により効力発生日において当社が新設会社に承継する予定の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また本分割の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

さらに、本会社分割後の新設会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、新設会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上より、当社が本会社分割により承継させる本会社分割後の新設会社の債務について、履行の見込みがあると判断しております。

以上

## 別紙（新設分割計画）

### 新設分割計画

ニッポン高度紙工業株式会社（住所：高知県高知市春野町弘岡上 648 番地。以下「甲」という。）は、甲の南国工場で実施している甲のアルミ電解コンデンサ用セパレータ等の裁断加工・出荷業務等（以下「承継対象事業」という。）に関して甲が有する権利義務を、分割により新たに設立する NKK ソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 第 1 条（本件新設分割により設立する乙の定款の規定）

乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙 1「定款」記載のとおりとする。なお、乙の本店の所在場所は、高知県南国市十市 4465 番地 25 とする。

#### 第 2 条（乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名）

乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

設立時取締役	近森俊二、高橋寿明、小田桐正季
設立時監査役	鍋島宣彦

#### 第 3 条（乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項）

1. 乙が、乙の成立の日（第 6 条において定義する。以下同じ。）に、本件新設分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙 2「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 乙が甲から承継する債務については、併存的債務引受の方法による。

#### 第 4 条（乙が本件新設分割に際して交付する株式の数）

乙は、本件新設分割に際して普通株式 1,000 株を発行し、第 3 条第 1 項に定める承継対象権利義務に代わり、その全てを甲に対して割当て交付する。

#### 第 5 条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙の成立の日における乙の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 1,000 万円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第 49 条第 1 項に定める株主資本等変動額から上記 (1) の資本金の額を控除して得た額
- (3) 利益準備金の額 0 円

#### 第 6 条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、令和 5 年 4 月 3 日とする。但し、本件新設分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲はこれを変更することができる。

#### 第7条（株主総会）

甲は、会社法第805条の規定により、本件新設分割につき、会社法第804条第1項に基づく株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

#### 第8条（本件新設分割の条件の変更及び本件新設分割の中止）

甲は、本計画の作成後乙の成立の日に至るまでの間において、甲の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本件新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、本件新設分割の条件その他本計画の内容を変更し、又は本件新設分割を中止することができる。

#### 第9条（本計画の効力）

本計画は、以下の場合にはその効力を失う。

- (1) 乙の成立の日までに前条の規定に従い本件新設分割が中止された場合
- (2) 乙の成立の日までに本件新設分割の実行に必要なとされる裁判所、監督官庁その他の司法機関・行政機関若しくは自主規制機関からの許認可・承認等が得られない場合

#### 第10条（競業避止義務）

甲は、乙の成立の日後、本事業に関し、競業避止義務を一切負わない。

#### 第11条（規定外事項）

本計画に定めるもののほか、本件新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、甲がこれを決定することができる。

（以下、余白）

本計画作成を証するため、本書1通を作成し、甲記名押印の上、これを保有する。

令和5年2月9日

高知県高知市春野町弘岡上 648 番地  
ニッポン高度紙工業株式会社  
代表取締役 近森 俊二

別紙1（乙の定款）

定 款

NKK ソリューションズ株式会社



## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、NKKソリューションズ株式会社と称し、英文ではNKK SOLUTIONS CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に記載する事業を営むことを目的とする。

1. 裁断業務
2. 製品出荷及び在庫保管業務
3. 裁断設備のメンテナンス業務
4. 紙・紙加工品製造業務
5. 警備防災、清掃衛生及び設備管理
6. 総務・人事・経理等事務業務
7. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を高知県南国市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会および監査役を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の株主総会の承認を受けなければならない。

(基準日)

- 第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

- 第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

- 第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(招集通知)

- 第12条 株主総会の招集通知は、当該株主総会の目的事項について議決権を行使することができる株主に対し、会日の7日前までに発する。ただし、書面投票または電子投票を認める場合には、会日の2週間前までに発するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、書面投票または電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

- 第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第14条 株主は代理人によりその議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第15条 株主総会の議事については、開催の日時および場所、議事の経過の要領およびその結果、出席した取締役および監査役その他会社法施行規則第72条第3項に定める事項を記載または記録した議事録を作成し、議長および出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子

署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条 当社の取締役は、3名以上とする。

(選任方法)

第17条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役または前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会の決議により、代表取締役1名以上を選定し、そのうち1名を社長とする。

2. 社長は、当社を代表し、当社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決

議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 23 条 取締役会の議事については、開催の日時および場所、議事の経過の要領およびその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名または名称その他会社法施行規則第 101 条第 3 項で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が署名もしくは記名押印または電子署名をし、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第 24 条 取締役会に関する事項については、法令および定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査役

(監査役の数及び選任)

第 26 条 監査役の員数は、1 名以上とする。

2. 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 28 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 30 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または

登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第31条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金等の除斥期間)

第32条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第33条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時役員)

第34条 当社の設立時代表取締役および設立時取締役は、次の者とする。

設立時取締役 近森俊二、高橋寿明、小田桐正季

設立時代表取締役 近森俊二

設立時監査役 鍋島宣彦

(経過措置)

第35条 前2条は、令和6年3月31日まで有効とし、同年4月1日をもって前2条を削除するものとする。

## 別紙 2 (承継権利義務明細表)

### 承継対象権利義務明細表

本件新設分割において乙が甲から承継する承継対象権利義務の明細は、以下のとおりとする。

#### 1. 承継対象資産

乙の成立の日における承継対象事業に係る以下の資産

- (1) 承継対象事業に属する現金及び預金（運転資金及び設備購入資金相当額を含む。）、棚卸資産等の流動資産
- (2) 承継対象事業に属する機械及び装置、車両運搬具、工具器具備品等の固定資産

#### 2. 承継対象債務

乙の成立の日において承継対象事業に係る債務は承継しない。ただし、当該各契約の違反に起因もしくは関連して生じる債務、不法行為債務および潜在債務その他の偶発債務または簿外債務ならびに契約にかかる契約上の地位およびこれに付随する債務については、併存的債務引受の方法による。

#### 3. 雇用契約

乙は、承継対象事業に従事する甲の従業員に係る雇用契約上の地位および当該契約に基づき発生する権利義務を一切承継しない。ただし、甲は、乙の成立の日において承継対象事業に主として従事する甲の従業員を、甲に在籍させたまま乙に出向させる。当該出向に関する条件は、甲および乙間にて協議の上、決定する。

#### 4. 契約（雇用契約を除く）

乙の成立の日において承継対象事業に関して甲が締結している一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生する権利義務のみを承継し、その他の契約に係る契約上の地位および当該契約に基づき発生する権利義務は承継しない。

以上